

競争法遵守方針

本方針は、G-TEKT グループの企業及び役職員が参加するすべての会合の運営等、企業としての活動について、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国・地域の競争法（関連する法令を含み、以下「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守することを目的として策定する。

我々は、カルテル、入札談合、市場分割、競争上問題となる情報交換その他競争法に抵触する行為を一切認めないことをここに宣言する。

（適用範囲）

- 第1条 本方針は、G-TEKT グループに所属するすべての企業（子会社・関連会社を含む。以下「各企業」という。）及び役職員（以下「各企業役職員」という。）に適用する。
- 2 各企業及び各企業役職員は、所在する国又は地域における競争法を十分に確認し、これに違反しないよう注意しなければならない。

（同業他社との会合）

- 第2条 各企業役職員は、みだりに同業他社の役職員が出席する会合に参加してはならない。合理的理由により参加する場合は、上長への事前連絡及び事後報告をしなければならない。

（禁止事項）

- 第3条 各企業役職員は、同業他社の役職員が出席する会合においては、次に掲げる行為又はこれにつながる議論若しくは情報交換を行ってはならない。
- (1) 販売価格、供給数量などを取り決めて競争を制限する行為。
- (2) 価格戦略、価格構成、価格変更の予定、取引条件などに関する情報交換又は申し合わせ。
- (3) 販売先制限、販売地域制限、生産機種制限などの申し合わせ。
- (4) 取引先、取引数量、売上高、市場占有率などを取り決めて競争を制限する行為。
- (5) その他競争法に抵触するおそれのある行為。
- 2 前項のほか、競争法に違反又は抵触する行為を行ってはならない。

（議題、資料の事前確認）

- 第4条 各企業役職員は、同業他社の役職員が出席する会合の議事進行等運営を司る者（以下「議長」という。）となる場合は、会合における議題、配付資料等について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認しなければならない。

（議事進行）

- 第5条 各企業役職員は、同業他社の役職員が出席する会合において競争法上問題となる話題が出た場合は、次の対応を行う。
- (1) 議長である場合は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して、注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、発言者に退出を命じる等、適宜適切な措置を講じる。
- (2) 出席者（議長を除く。）である場合は、会合の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合は、議長に対して発言者への注意を促す等、議長の議事進行を補佐するものとし、それにもかかわら

ず発言者が発言を中止しなかった場合、自ら退出する等、適宜適切に対応する。

(議事録作成)

第6条 同業他社の役職員が出席する会合に出席した各企業役職員は、速やかに会合の議事録を作成する。

(組織体制)

第7条 ジーテクト（日本本社）の役員から選任されたコンプライアンスオフィサー（以下「コンプライアンスオフィサー」という。）は、G-TEKT グループのコンプライアンスを統括する。コンプライアンスオフィサーは、本方針が適切に運用されるよう絶えず監視するとともに、問題ある場合はジーテクト取締役会に報告する。

- 2 各企業は、自社の経営陣の中からコンプライアンス責任者を選任し、競争法遵守を含めたコンプライアンスを取り扱う委員会を設置する。
- 3 各企業は、匿名で通報が可能な内部通報窓口を設置する。各企業のコンプライアンスを取り扱う委員会は、その存在の啓発活動を積極的に実施する。
- 4 各企業のコンプライアンスを取り扱う委員会は、競争法、本方針又は社内規程に照らして不適切な行為が発覚した場合、速やかにコンプライアンスオフィサーに状況報告し、連携して調査ないし問題の対応に取り組む。

(社内規程の策定)

第8条 各企業は、競争法及び現地の実情を考慮し、必要に応じて弁護士その他の専門家と相談の上、本方針を具体化する社内規程を策定する。社内規程は、コンプライアンスオフィサーの承認を受けなければならない。

- 2 各企業は、競争法、本方針又は社内規程に照らして不適切な行為を犯した役職員に対しては、その地位にかかわらず、社内規程に基づいた厳正な処分を下す。

(教育)

第9条 各企業は、競争法遵守の教育を、研修等を通じて、継続的に実施する。

- 2 前項の教育の内容は、競争法、本方針及び社内規程の理解を基本としつつ、具体例を交えた実践的な内容とする。

(取引先への協力要請)

第10条 各企業は、取引先が競争法、本方針及び社内規程に照らして不適切な行為を犯さないよう、取引先に対して協力を要請する。

- 2 各企業は、取引先による競争法、本方針又は社内規程の違反が発覚した場合、速やかな是正を求め、是正が見込めない場合は、取引関係の解消を含めた措置を検討する。

(監査)

第11条 コンプライアンスオフィサーは、各企業の本方針及び社内規程の遵守状況を定期的に監査し、その結果をジーテクト取締役会に報告する。

- 2 各企業は、前項の監査の結果について、関連する役職員に広く情報が共有されるように努める。

2017年12月1日 制定
2026年9月24日 改定

株式会社ジーテクト
代表取締役社長
高尾 直宏